



事業主が、人材の確保や処遇の改善等を目的に、新たに雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合

助成額

イ 評価・処遇制度	57万円 <72万円>
ロ 研修制度	
ハ 健康づくり制度	
ニ メンター制度	
ホ 短時間正社員制度 (保育事業主のみ)	

この助成金には、下記の3つのコースがあります。今回「雇用管理制度助成コース」をご紹介します。他のコースについては、お手数ですが、お問合せ下さい。

①雇用管理制度整備計画の作成・提出

② 認定を受けた雇用管理制度整備計画に基づく雇用管理制度の導入 労働協約または就業規則に明文化することが必要

③ 雇用管理制度の実施 ②で導入した雇用管理制度を計画どおりに実施

④ 目標達成助成の支給申請（算定期間（計画期間終了後12か月間）終了後2か月以内）

⑤ 助成金の支給
<目標達成助成> 57万円

人材確保等支援助成金

雇用管理制度助成コース

離職率の低下が「目標」!

○雇用保険一般被保険者数（規模）と
離職率の低下ポイント（目標）

1人～ 9人	10人～ 29人	30人～ 99人	100人～ 299人
15%	10%	7%	5%



イ 評価・処遇制度の例

昇進・昇格基準

賃金制度（退職金制度・賞与を含む）

各手当制度（通勤手当・住居手当・転居手当（異動手当）・家族手当・単身赴任手当・役職手当（管理職手当）・資格手当・海外赴任手当・地域手当・出張手当・その他通常の労働者の評価処遇制度に係る諸手当制度として適当であると認められるもの）

ロ 研修制度

- ① 業務に必要なスキル、能力を付与する内容
- ② OFF-JT ③ 1人10時間以上 ④ 費用は事業主負担
- ⑤ 給与は支給等

ハ 健康づくり制度の例

生活習慣病

予防検診

人間ドックに掲げる項目のいずれか1つ以上の項目（お勧めは「歯周病予防検診」）について、医師又は歯科医師により実施される健康診断（人間ドックとして実施するものとは別のものである場合に限る）

○ 申し込みは下記の表にてFAXにてお願いします。電話、メールでもOKです。

貴事業所名			
所在地			
申込責任者名	電話番号		

：社会保険労務士法人ウイズ **FAX:076-277-4415**

〒924-0805 白山市若宮 3-26 TEL:076-277-4408 srwith-net@po.hitwave.or.jp